

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都昭島市拝島町三丁目7番20号 リバーサイド山崎201号

氏名 有限会社 貴藤  
代表取締役 加藤 貴一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

情報公開用

許可の年月日 平成19年 6月18日

許可の有効年月日 平成24年 6月17日

## 1 事業の範囲

### (1) 業の区分

収集・運搬(保管・積替えを除く)

### (2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 特定有害産業廃棄物
  - ア. 廃石綿等
  - イ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

## 2 保管・積替施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成19年 6月18日 新規許可

## 5 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

\*\*\*\*\*

## 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無



東京都

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質名	限定内容																									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
廃棄物名	アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	アトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	二シクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	一・一ジクロロエチレン	一・一トリクロロエタン	一・一トリクロロエタン	一・二ジクロロプロパン	チウラム	ジマジン	テオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	ダイオキシン類	
燃え殻				○																					○	○
汚泥	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油																										
廃酸																										
廃アルカリ																										
鉍さい																										
ばいじん	○	○	○	○		○	○																		○	○
指定下水汚泥																										

情報公開用

【備考】 ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「－」は取扱うことができないものを示す。